

基本約款（新旧対照表）

	(新) 基本約款 (2025 年 1 月 1 日実施)	(旧) 基本約款 (2024 年 8 月 1 日実施)
1. 適用	<p>(1) この基本約款は、当社が、一般ガス導管事業者（3(24)参照）が定める託送供給約款（3(26)参照）の供給区域等において、一般の需要（当社以外の者からガスの供給を受けている需要および一般ガス供給約款により供給を受けている需要を除きます。）に応じ導管によりガスを供給するときに共通して適用する基本的な供給条件を定めたものです（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する場合を除きます。）。</p> <p>(2) この基本約款は、料金等を別途定める当社の選択約款等とあわせて適用いたします。なお、この基本約款に定める事項について選択約款等に異なる定めがある場合、選択約款等の規定を適用いたします。</p> <p>(3) この基本約款に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの基本約款および選択約款等（以下「基本約款等」といいます。）の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。また、お客さまには、必要に応じて一般ガス導管事業者と別途協議を行っていただく場合があります。</p> <p><u>(4) 当社は、災害や政府から要請その他の必要な場合、臨時的に供給条件を変更することがあります。その場合、当社は、当該臨時的な供給条件を当社のホームページにおいて掲示いたします。</u></p>	<p>(1) この基本約款は、当社が、一般ガス導管事業者（3(24)参照）が定める託送供給約款（3(26)参照）の供給区域等において、一般の需要（当社以外の者からガスの供給を受けている需要および一般ガス供給約款により供給を受けている需要を除きます。）に応じ導管によりガスを供給するときに共通して適用する基本的な供給条件を定めたものです（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する場合を除きます。）。</p> <p>(2) この基本約款は、料金等を別途定める当社の選択約款等とあわせて適用いたします。なお、この基本約款に定める事項について選択約款等に異なる定めがある場合、選択約款等の規定を適用いたします。</p> <p>(3) この基本約款に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの基本約款および選択約款等（以下「基本約款等」といいます。）の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。また、お客さまには、必要に応じて一般ガス導管事業者と別途協議を行っていただく場合があります。</p>
2. 基本約款等の変更	<p>(1) 当社は、一般ガス導管事業者が定める託送供給約款が変更された場合、法令の改正により基本約款等の変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、民法 548 条の 4 の規定にもとづき個別にお客さまの合意を得ることなくこの基本約款等の内容を変更することがあります。この場合、原則として、料金に係る供給条件は変更の直後の検針日の翌日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の基本約款等によるものといたします。</p> <p>(2) 当社は、基本約款等を変更するときは、その効力発生時期を定めるとともに、基本約款等を変更する旨および変更後の基本約款等の内容ならびにその効力発生時期を、事前に、書面の交付、ホームページ上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）によりお知らせいたします。</p> <p>(3) 当社は、この基本約款等を変更する場合、(4)に定める場合を除き、変更前における供給条件の説明ならびに書面の交付については、当社が適当と判断した方法により、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明、お知らせいたします。</p> <p>また、変更後の書面の交付については、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号をお知らせいたします。</p> <p>(4) 当社は、この基本約款等について、法令の制定または改廃に伴い必要とされる形式的な変更その他の契約内容の実質的な変更を伴わない変更の場合、変更前の供給条件の説明ならびに書面の交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明し、また、変更後の書面の交付については行わないものといたします。</p> <p><u>(5) 消費税法および地方税法の改正等により、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、お客さまは、変更された税率にもとづき、本約款に定めるお客さまが負担する債務をお支払いいただきます。</u></p>	<p>(1) 当社は、一般ガス導管事業者が定める託送供給約款が変更された場合、法令の改正により基本約款等の変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、民法 548 条の 4 の規定にもとづき個別にお客さまの合意を得ることなくこの基本約款等の内容を変更することがあります。この場合、原則として、料金に係る供給条件は変更の直後の検針日の翌日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の基本約款等によるものといたします。</p> <p>(2) 当社は、基本約款等を変更するときは、その効力発生時期を定めるとともに、基本約款等を変更する旨および変更後の基本約款等の内容ならびにその効力発生時期を、事前に、書面の交付、ホームページ上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）によりお知らせいたします。</p> <p>(3) 当社は、この基本約款等を変更する場合、(4)に定める場合を除き、変更前における供給条件の説明ならびに書面の交付については、当社が適当と判断した方法により、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明、お知らせいたします。</p> <p>また、変更後の書面の交付については、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号をお知らせいたします。</p> <p>(4) 当社は、この基本約款等について、法令の制定または改廃に伴い必要とされる形式的な変更その他の契約内容の実質的な変更を伴わない変更の場合、変更前の供給条件の説明ならびに書面の交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明し、また、変更後の書面の交付については行わないものといたします。</p>
15. 使用量のお知らせ	<p>当社は、14 の規定により使用量を算定したときには、<u>その使用量をお客さまに電磁的方法その他当社が適当と認める方法によりお知らせいたします。ただし、災害等やむを得ない理由がある場合には、使用量をお知らせしないことがあります。</u></p>	<p>当社は、14 の規定により使用量を算定したときには、<u>速やかにその使用量をお客さまにお知らせいたします。</u></p>
17. 支払期限	<p>(1) お客さまがお支払いいただくべき料金の支払義務は、次の各号にかかせる日（以下「支払義務発生</p>	<p>(1) お客さまがお支払いいただくべき料金の支払義務は、次の各号にかかせる日（以下「支払義務発生</p>

	(新) 基本約款 (2025年1月1日実施)	(旧) 基本約款 (2024年8月1日実施)								
	<p>日」といいます。)に発生いたします。</p> <p>① 検針日(12(2)①、④および14(8)を除きます。)</p> <p>② 14(9)、(10)または(11)後段の規定((8)後段の規定により準じる場合を含みます。)が適用される場合は、協議の成立した日</p> <p>③ 14(8)前段または(11)前段の規定((8)後段の規定により準じる場合を含みます。)が適用される場合は、15により使用量をお知らせした日</p> <p>(2) 料金は、(3)に定める支払期限日までにお支払いいただきます。なお、31(1)①によるガスの供給停止に先立ち、お支払い・供給停止に関するお知らせ等を再び発行するときは、当社は、そのお客さまに対し、事務手数料として 360円(税込) を請求できるものといたします。</p> <p>(3) 支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目が、休日(日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日および1月4日、5月1日、12月29日ならびに12月30日をいい、31および32(2)においても同様とします。)の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。</p> <p>(4) お客さまと当社との協議によって当社が継続して当社との他の契約の料金と一括して請求することとした場合の支払期限日は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期限日といたします。</p>	<p>日」といいます。)に発生いたします。</p> <p>① 検針日(12(2)①、④および14(8)を除きます。)</p> <p>② 14(9)、(10)または(11)後段の規定((8)後段の規定により準じる場合を含みます。)が適用される場合は、協議の成立した日</p> <p>③ 14(8)前段または(11)前段の規定((8)後段の規定により準じる場合を含みます。)が適用される場合は、15により使用量をお知らせした日</p> <p>(2) 料金は、(3)に定める支払期限日までにお支払いいただきます。なお、31(1)①によるガスの供給停止に先立ち、お支払い・供給停止に関するお知らせ等を再び発行するときは、当社は、そのお客さまに対し、事務手数料として 330円(税込) を請求できるものといたします。</p> <p>(3) 支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目が、休日(日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日および1月4日、5月1日、12月29日ならびに12月30日をいい、31および32(2)においても同様とします。)の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。</p> <p>(4) お客さまと当社との協議によって当社が継続して当社との他の契約の料金と一括して請求することとした場合の支払期限日は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期限日といたします。</p>								
29. 帳票発行手数料	<p>(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、原則として、各帳票の発行につき、(2)に定める帳票発行手数料をお客さまに請求いたします。</p> <p>なお、帳票発行手数料は、原則として、帳票が発行された直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。</p> <p>① お客さまが、書面による請求書の発行を希望され、当社が請求書を発行した場合</p> <p>② お客さまが、料金を払込みの方法でお支払いいただく場合で、当社が払込書を発行した場合</p> <p>(2) 帳票発行手数料は、次のとおりといたします。</p> <p>① (1)①の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>1料金の算定期間および1通につき</td> <td>130円(税込)</td> </tr> </table> <p>② (1)②の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>1料金の算定期間および1通につき</td> <td>250円(税込)</td> </tr> </table>	1料金の算定期間および1通につき	130円(税込)	1料金の算定期間および1通につき	250円(税込)	<p>(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、原則として、各帳票の発行につき、(2)に定める帳票発行手数料をお客さまに請求いたします。</p> <p>なお、帳票発行手数料は、原則として、帳票が発行された直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。</p> <p>① お客さまが、書面による請求書の発行を希望され、当社が請求書を発行した場合</p> <p>② お客さまが、料金を払込みの方法でお支払いいただく場合で、当社が払込書を発行した場合</p> <p>(2) 帳票発行手数料は、次のとおりといたします。</p> <p>① (1)①の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>1料金の算定期間および1通につき</td> <td>100円(税込)</td> </tr> </table> <p>② (1)②の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>1料金の算定期間および1通につき</td> <td>220円(税込)</td> </tr> </table>	1料金の算定期間および1通につき	100円(税込)	1料金の算定期間および1通につき	220円(税込)
1料金の算定期間および1通につき	130円(税込)									
1料金の算定期間および1通につき	250円(税込)									
1料金の算定期間および1通につき	100円(税込)									
1料金の算定期間および1通につき	220円(税込)									
36. 周知および調査義務	<p>(1) 当社または一般ガス導管事業者は、お客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、書面または電磁的方法その他当社が適当と認める方法により必要な事項をお知らせすることに、あらかじめ承諾していただきます。</p> <p>(2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等の消費機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらの消費機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。</p> <p>(3) 当社は、(2)のお知らせに係る消費機器について、ガス事業法令の定めるところにより、再び調査いたします。</p>	<p>(1) 当社または一般ガス導管事業者は、お客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物等を通じて必要な事項をお知らせいたします。</p> <p>(2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等の消費機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらの消費機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。</p> <p>(3) 当社は、(2)のお知らせに係る消費機器について、ガス事業法令の定めるところにより、再び調査いたします。</p>								
付則	1. 本基本約款の実施の期日	1. 本基本約款の実施の期日								

	(新) 基本約款 (2025年1月1日実施)	(旧) 基本約款 (2024年8月1日実施)
	<p>本基本約款は、<u>2025年1月1日</u>から実施いたします。</p> <p>2. 「19. 単位料金の調整」について</p> <p>(1) 日本国政府による「<u>国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策</u>」における「<u>足元の物価高に対するきめ細かい対応</u>」の「<u>電気・ガス料金負担軽減支援事業</u>」(以下「本事業」といいます。)にもとづき、「支援補助金」が支給されている期間に本事業の対象となるお客さまの調整単位料金は、お客さまに適用される調整単位料金から支援補助単価を控除した単価を適用します。なお、本事業の内容に変更が発生した場合は、変更後の内容によるものといたします。また、適用期間および支援補助単価は当社ホームページ等でお知らせいたします。</p> <p>(2) (1) は本事業の終了とともに効力を失うものといたします。</p> <p>3. ガスメーターの能力の表記に関する経過措置</p> <p>当社は、当面の間、ガスメーターの能力を「号数」で表記することがあります。</p>	<p>本基本約款は、<u>2024年8月1日</u>から実施いたします。</p> <p>2. 「19. 単位料金の調整」について</p> <p>(1) 日本国政府による「<u>デフレ完全脱却のための総合経済対策</u>」における「<u>物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援事業</u>」の「<u>電気・ガス価格激変緩和対策等事業費補助金</u>」(以下、「本事業」といいます。)にもとづき、「支援補助金」が支給されている期間に本事業の対象となるお客さまの調整単位料金は、お客さまに適用される調整単位料金から支援補助単価を控除した単価を適用します。なお、本事業の内容に変更が発生した場合は、変更後の内容によるものといたします。また、適用期間および支援補助単価は当社ホームページ等でお知らせいたします。</p> <p>(2) (1) は本事業の終了とともに効力を失うものといたします。</p> <p>3. ガスメーターの能力の表記に関する経過措置</p> <p>当社は、当面の間、ガスメーターの能力を「号数」で表記することがあります。</p>